

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月19日（令和6年（行情）諮問第1416号）及び令和7年9月30日（令和7年（行情）諮問第1112号及び同第1113号）

答申日：令和8年4月22日（令和8年度（行情）答申第56号ないし同第58号）

事件名：「電磁機動戦」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「電磁機動戦」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「電磁機動戦」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年6月13日付け防官文第13929号、同年8月9日付け同第18347号、同年10月18日付け同第23787号並びに令和7年7月3日付け同第15610号及び同第15611号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

アないしキ (略)

(2) 審査請求書 2 (原処分 2 について)

アないしキ (略)

(3) 審査請求書 3 (原処分 3 について)

アないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(4) 審査請求書 4 (原処分 4 及び原処分 5 について)

アないしエ (略)

オ 上記 (3) オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記 (3) クと同旨。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分 1 及び原処分 4 について

本件開示請求は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 9 を特定した。

本件開示請求については、法 11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 6 年 6 月 13 日付け防官文第 13929 号により、文書 1 (1 枚目のみ。) について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 7 年 7 月 3 日付け同第 15610 号により、文書 1 (1 枚目を除く。) 及び文書 2 ないし文書 9 について、法 5 条 3 号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 4) を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 4 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 1 年 2 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分 2 及び原処分 5 について

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、文書2ないし文書9を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年8月9日付け防官文第18347号により、文書4（1枚目のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和7年7月3日付け同第15611号により、文書2、文書3、文書4（1枚目を除く。）及び文書5ないし文書9について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

（3）原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2、文書3及び文書5ないし文書9を特定し、令和6年10月18日付け防官文第23787号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分3）を行った。

本件審査請求は、原処分3に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

（1）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（2）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（3）審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（4）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月19日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1416号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和7年1月17日 審議（同上）
- ④ 同年9月30日 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1112号及び同第1113号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同年10月16日 審議（同上）
- ⑦ 令和8年4月16日 令和6年（行情）諮問第1416号、令和7年（行情）諮問第1112号及び同第1113号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、令和7年（行情）諮問第1112号及び同第1113号において、諮問庁は、原処分1及び原処分2に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「「電磁機動戦」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て」の開示を求めている点で共通しており、本件請求文書1に係る開示請求書には、「【裏面をご参照下さい】」と記載の上、別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから、同文書に記載のある「令和5年度米国派遣訓練（電磁機動戦）」に関する文書の開示を求めているものと解し、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分には、防衛省・自衛隊の行動、運用及び令和5年度米国派遣訓練に関する具体的な情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分については、原処分において開示されている部分と同一の内容であり、これを公にしたとしても、国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和7年(行情)諮問第1112号)

「電磁機動戦」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2 (令和7年(行情)諮問第1113号)

「電磁機動戦」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第13929号(2024.4.16一本本B120)で残りの部分とされた全て(ただし海幕運第751号は除く)、及び当該請求(2024.4.16一本本B120)の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3 (令和6年(行情)諮問第1416号)

「電磁機動戦」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第18347号(2024.6.18一本本B471)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2024.6.18一本本B471)の後に綴られた文書の全て(ただし海幕運第751号及び海幕運第893号は除く)。

2 本件対象文書

文書1 海外出張に伴う便宜供与について(依頼)(海幕運第751号。令和5年7月10日)

文書2 米国派遣訓練(電磁機動戦)IPC参加について(令和5年6月1日)

文書3 米国派遣訓練(電磁機動戦)初度調整会議(IPC)結果について(令和5年6月7日)

文書4 令和5年度米国派遣訓練(電磁機動戦)に伴う便宜供与について(依頼)(海幕運第893号。令和5年8月24日)

文書5 令和5年度米国派遣訓練(電磁機動戦)の実施に関する海上自衛隊一般命令(海般命第83号。令和5年9月11日)

文書6 令和5年度米国派遣訓練(電磁機動戦)の実施に関する海上幕僚長指示(海上幕僚長指示第12号。令和5年9月11日)

文書7 令和5年度米国派遣訓練(電磁機動戦)基本計画

文書8 外国出張計画1

文書9 外国出張計画2

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

(1) 本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 原処分1

文書1(1枚目のみ。)

- イ 原処分 4
 - 文書 1（1 枚目を除く。）及び文書 2 ないし文書 9
- (2) 本件請求文書 2 の対象として特定された文書
 - ア 原処分 2
 - 文書 4（1 枚目のみ。）
 - イ 原処分 5
 - 文書 2、文書 3、文書 4（1 枚目を除く。）及び文書 5 ないし文書 9
- (3) 本件請求文書 3 の対象として特定された文書（原処分 3）
 - 文書 2、文書 3 及び文書 5 ないし文書 9

別表1（原処分において不開示とした部分及び理由）

本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書1	2枚目ないし6枚目それぞれの一部 7枚目の全て	防衛省・自衛隊の行動、運用及び訓練に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書2	1枚目の一部	
文書3	1ページ及び2ページのそれぞれ一部	
文書4	2枚目、4枚目ないし7枚目、9枚目ないし40枚目、44枚目、47枚目、49枚目、51枚目、53枚目及び55枚目のそれぞれ一部	
	41枚目ないし43枚目、45枚目、46枚目、48枚目、50枚目、52枚目、54枚目及び56枚目のそれぞれ全て	
文書6	1ページ及び2ページのそれぞれ一部	
文書7	1ページないし3ページのそれぞれ一部	
文書8	1ページ及び2ページのそれぞれ一部	
文書9	1ページないし3ページのそれぞれ一部	

※当審査会事務局において整理した。

※枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数で記載している。

別表 2 (開示すべき部分)

本件対象文書	枚目	開示すべき部分
文書 1	2 枚目	「2 出張先」の不開示部分全て
		「3 出張目的」の不開示部分全て
	3 枚目	表の「出張目的」欄及び「出張先」欄の不開示部分全て
	6 枚目	「7 The Purpose of the Visit, Subject to be Discussed」の不開示部分全て